介護サービス事業者　自主点検表

（令和６年６月版）

夜間対応型訪問介護

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所番号 |  |
| 施設の名称 |  |
| 施設の所在地 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| 法人の名称 |  |
| 法人の代表者名 |  |
| 管理者(施設長)名 |  |
| 記入者職・氏名 |  |
| 記入年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 運営指導日 | 年　　　月　　　日 |

|  |
| --- |
| 和光市 健康部 長寿あんしん課 |

介護サービス事業者自主点検表の作成について

１　趣　　旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準等が守られているか常に確認する必要があります。

　　そこで市では、介護サービス事業者ごとに、関係する法令、条例及び通知等を基に自主点検表を作成しましたので、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上を図るためにご活用ください。

２　実施方法

（１）毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

（２）記入に当たっては、管理者が中心となり、直接担当する職員及び関係する職員で検討のうえ点検してください。

（３）「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。

（４）判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「該当なし」又は「事例なし」と記入してください。（判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選択肢が記載されている場合もあります。）

３　根拠法令

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 略称 | 法令等名称 |
| 条例 | 和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年3月25日条例第6号） |
| 法 | 介護保険法（平成9年法律第123号） |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） |
| 平18-0331004 | 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年３月31日老計発0331004号・老振発0331004号・老老発0331017号） |
| 平18厚労告126 | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号） |
| 平18厚労告263 | 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数（平成18年厚生労働省告示第263号） |
| 平18-0331005 | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年３月31日老計発0331005号・老振発0331005号・老老発0331018号） |
| 平27厚告95 | 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号） |
| 平27厚告96 | 厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号） |

介護サービス事業者 自主点検表

地域密着型夜間対応型訪問介護

目　　　次

第１　基本方針　　　　　　　　　　　　　・・・・・　　　　１

第２　人員に関する基準　　　　　　　　　・・・・・　　　　２

第３　設備に関する基準　　　　　　　　　・・・・・　　　　５

第４　運営に関する基準　　　　　　　　　・・・・・　　　　７

第５　変更の届出等　　　　　　　　　　　・・・・・　　　２５

第６　業務管理体制等　　　　　　　　　　・・・・・　　　２６

第７　介護給付費の算定及び取扱い　　　　・・・・・　　　２６

| 自主点検項目 | 自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト | | 根拠法令 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針 | | | |
| 1  一般原則 | (1) **利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。** | いる  いない | 条例第３条第１項 |
|  | (2) **地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。** | いる  いない | 条例第３条第２項 |
|  | (3) **利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第３条第３項 |
|  | (4) **サービスを提供するに当たって、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。** | いる  いない | 条例第３条第４項 |
|  | ※　介護保険等関連情報とは、次に掲げる事項に関する情報のことです。 |  | 法第118条の２ |
|  | ①　介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項 |  |  |
|  | ②　被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項 |  |  |
|  | ③　訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービスを利用する要介護者等の心身の状況等、当該要介護者等に提供される当該サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項 |  |  |
|  | ④　地域支援事業の実施の状況その他の厚生労働省令で定める事項 |  |  |
|  | (5) 介護保険事業運営主体の一員として、地域の課題及び特性を踏まえ、市が行う地域密着型サービスに係る事業に積極的に協力するよう努めていますか。 | いる  いない | 条例第３条第５項 |
| 2  基本方針 | **要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り尊厳を保持し、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、排泄の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行っていますか。** | いる  いない | 条例第46条 |
|  | ※　対象者は一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯や中重度の者が中心になると考えられますが、これらの者に限定されるものではありません。 |  | 平18-0331004第三の二の１(1) |
| 3  指定夜間対応型訪問介護 | (1)　**定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを提供していますか。** | いる  いない | 条例第47条第1項 |
| ※　利用者はケアコール端末を有していることが条件となります。 |  | 平18-0331004第三の二の１(2)① |
| ※　サービスを提供する時間帯は、各事業所において設定することになるが、夜間におけるサービス提供という性格を踏まえ、22時から６時までの間は最低限含んでください。なお、８時から18時までの間の時間帯を含むことは認められないものであり、この間の時間帯については、指定訪問介護を利用してください。 |  | 平18-0331004第三の二の１(2)② |
|  | ※　定期巡回サービスの提供回数については、特に要件は設けておらず、事業者と利用者との間で取り決められるものです。 |  | 平18-0331004第三の二の１(2)③ |
|  | ※　指定夜間対応型訪問介護事業所が指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定を併せて受けることは差し支えありません。 |  | 平18-0331004第三の二の１(2)④ |
|  | ●　定期巡回サービスとは、定期的に利用者の居宅を巡回して行うサービスです。 |  |  |
|  | ●　オペレーションセンターサービスとは、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等の訪問の要否等を判断するサービスのことです。 |  |  |
|  | ●　随時訪問サービスとは、オペレーションセンター等からの随時の連絡に対応して行うサービスのことです。 |  |  |
|  | ●　オペレーションセンターとは、 オペレーションセンターサービスを行うためのオペレーションセンター従業者を置いている事務所のことです。 |  |  |
|  | ●　ケアコール端末とは、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できる端末機器です。 |  |  |
|  | (2)　**オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に１箇所以上設置していますか。** | いる  いない | 条例第47条第2項 |
|  | ※　オペレーションセンターとヘルパーステーションは同一の場所が望ましいですが、オペレーションセンターとヘルパーステーションの連携が確保され、業務に支障がない場合は、事業の実施地域内なら別々の場所としても差し支えありません。  　　また、隣接する複数の市町村で１つの事業所がそれぞれの市町村から指定を受ける場合、オペレーションセンターは所在地の市町村に、ヘルパーステーションは他の市町村に設置されることが考えられますが、こうした形態で事業を実施することは差し支えありません。 |  | 平18-0331004第三の二の１(2)⑤ |
|  | ※　定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができます。  具体的には、利用者の人数が少なく、かつ、事業所と利用者の間に密接な関係が築かれていることにより、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けた場合であっても、十分な対応を行うことが可能であることを想定しています。 |  | 平18-0331004第三の二の１(2)⑥ |
| 第２　人員に関する基準 | | | |
| 1  訪問介護員等の員数 | (1)　**オペレーターとして１以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として１以上確保されるために必要な数以上のオペレーションセンター従業者を置いていますか。** | いる  いない | 条例第48条第1項 |
|  | ●　オペレーターとは、 サービスを提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者 |  |  |
|  | ※　利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができます。 |  |  |
|  | ※　オペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができます。 |  |  |
|  | (2)　**オペレーターは次の資格を有していますか。**  ①**医師**②**保健師**③**看護師**④**准看護師**  ⑤**介護福祉士**⑥**社会福祉士**⑦**介護支援専門員** | いる  いない | 条例第48条第2項 |
|  | ※　以下のアからキに留意してください。 |  |  |
|  | ア　 利用者の処遇に支障がない場合であって、サービスを提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、１年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修２級修了者にあっては３年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができます。  この場合、「１年以上（３年以上）従事」とは単なる介護等の業務に従事した期間を含まず、サービス提供責任者として任用されていた期間の通算です。  イ　オペレーターは、提供時間帯を通じて１以上配置している必要がありますが、事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えありません。また、午後６時から午前８時までの時間帯はＩＣＴ等の活用により事業所外においても利用者情報（具体的サービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築しコール内容に応じて必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はありません。 |  | 平18-0331004第三の二の2(1)① |
|  | ウ　オペレーターは、原則として利用者からの通報を受ける業務に専従する必要がありますが、利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができます。  なお、オペレーターが、定期巡回サービスに従事している等、利用者の居宅において日常生活上の世話を行っているときであっても利用者からの通報を受け付けることのできる体制を確保している場合は、その時間帯におけるオペレーターの配置要件も同時に満たします。オペレーターは、利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができることとしているが、これは例えば、市が地域支援事業の任意事業において、家庭内の事故等による通報に夜間を含めた365日24時間の随時対応ができる体制を整備する事業を行っている場合、その通報を受信するセンターと指定夜間対応型訪問介護のオペレーションセンターの共用が可能であり、オペレーターは、この市が行う事業の受信センター職員が行う業務に従事することができるということです。 |  |  |
|  | エ　オペレーションセンターを設置しない場合は、オペレーターは、訪問介護員等の資格を有する者で差し支えありません。 |  |  |
|  | オ　オペレーターは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等として従事できます。  なお、基準第６条第６項における「利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合」とは、ＩＣＴ等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて必要な対応を行うことができると認められる場合のことです。 |  |  |
|  | カ　施設等の入所者等の処遇に支障がないと認められる場合に、当該施設等の職員（(2)の要件を満たす職員に限る。）をオペレーターとして充てることができることとしています。また、当該オペレーターの業務を行う時間帯について、当該施設等に勤務しているものとして取扱うことができます。　ただし、当該職員が定期巡回サービス又は随時訪問サービスに従事する場合は、当該勤務時間を当該施設等の勤務時間には算入できないため、当該施設等における最低基準（当該勤務を行うことが介護報酬における加算の評価対象となっている場合は、当該加算要件）を超えて配置している職員に限られることに留意してください。 |  |  |
|  | キ　面接相談員は、利用者からの通報を受けた場合に適切に対応できるようにする観点から、日中の面接等を通じて利用　者の状況を把握するために配置することとしています。したがって、面接相談員についてはオペレーターと同様の資格又はこれらと同等の知識経験を有する者を配置するように努めてください。  また、面接相談員は、面接を適切に行うために必要な人員を配置すればよく、夜間勤務のオペレーター、訪問介護員や管理者が従事することも差し支えありません。 |  |  |
|  | (3)　**定期巡回サービスを行う訪問介護員等として、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上置いていますか。** | いる  いない | 条例第48条第1項第2号 |
|  | ※　定期巡回サービスを行う訪問介護員等については、最低必要となる人員要件は定められていませんが、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数の職員を確保してください。 |  | 平18-0331004第三の二の2(1)② |
|  | ※　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は当該職務に専従し、かつ、提供時間帯を通じて１以上配置している必要があるが、定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができることとしているほか、オペレーターが当該業務に従事することも差し支えありません。  また、午後６時から午前８時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はありません。 |  |  |
|  | ※　看護師等の資格を有している者は、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行う訪問介護員等の業務に従事できます。 |  |  |
|  | ※　看護師の資格を有する者を訪問介護員等として雇用する場合は、訪問介護員等として雇用されるのであって、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務（たんの吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。）を行うものではありません。 |  |  |
|  | (4)　**随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、サービスを提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が１以上確保されるために必要な数以上置いていますか。** | いる  いない | 条例第48条第1項第3号 |
|  | ※　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は当該職務に専従し、かつ、提供時間帯を通じて１以上配置している必要があるが、定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができることとしているほか、オペレーターが当該業務に従事することも差し支えありません。  また、午後６時から午前８時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はありません。 |  | 平18-0331004第三の二の2(1)② |
|  | ※　看護師等の資格を有している者は、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行う訪問介護員等の業務に従事できます。 |  |  |
|  | ※　看護師の資格を有する者を訪問介護員等として雇用する場合は、訪問介護員等として雇用されるのであって、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務（たんの吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。）を行うものではありません。 |  |  |
| 2  管理者 | **事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。** | いる  いない | 条例第49条 |
|  | ※　管理者は、オペレーションセンター従業者又は訪問介護員等である必要はありません。 |  | 平18-0331004第三の二の2(2) |
|  | ※　オペレーションセンター従業者（面接相談員を含む。）又は訪問介護員等としての職務に従事する場合であって、管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 |  |  |
|  | ※　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、以下の場合であって、事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 |  |  |
|  | ①　指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者又は指定定期巡回・随時訪問型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてそれぞれの事業が一体的に運営されている場合の、指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所又は指定定期巡回・随時訪問型訪問介護看護事業所の職務に従事する場合 |  |  |
|  | ②　同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、他の事業所、施設等の管理者又は従事者としての職務に従事する場合  この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定夜間対応型訪問介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられます。 |  |  |
| 第３　設備に関する基準 | | | |
| 1  設備及び備品  等 | (1)　**事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。** | いる  いない | 条例第50条第1項･第4項 |
|  | ※　間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。  この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定夜間対応型訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足ります。 |  | 平18-0331004第三の二の3 (1)～(3)・(9) |
|  | ※　事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保してください。 |  |  |
|  | ※　他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定夜間対応型訪問介護の事業又は他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用できます。 |  |  |
|  | ※　事務室・区画、又は設備及び備品等は、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものでも差し支えありません。 |  |  |
|  | ※　事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてこれらの事業が一体的に運営されている場合は、双方の事業で共用することができます。 |  |  |
|  | (2)　**利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、オペレーションセンターごとに、次の機器等を備え、必要に応じてオペレーターに機器等を携帯させていますか。**  ①　利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等  ②　随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 | いる  いない | 条例第50条第2項･第4項 |
|  | ※　事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが情報を常時閲覧できるときは、①の「利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等」を備えないことができます。 |  | 平18-0331004第三の二の3 (4)･(5)･(8)･(9) |
|  | ※　利用者からの通報を受け付けるための機器については、必ずしも当該オペレーションセンターに設置され固定されている必要はなく、地域を巡回するオペレーターが携帯することもできます。 |  |  |
|  | ※　利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受信した際に瞬時にそれらの情報が把握できるものでなければならないが、通報を受信する機器と、利用者の心身の情報を蓄積する機器は同一の機器でなくても差し支えありません。  したがって、通報を受け付ける機器としては、一般の携帯電話等であっても差し支えありません。 |  |  |
|  | ※　利用者の心身の状況等の情報を蓄積する機器等については、事業所・事業者内のネットワークや情報セキュリティに十分に配慮した上で、インターネットを利用したクラウドコンピューティング等の技術を活用し、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも事業所において機器等を保有する必要はありません。 |  |  |
|  | ※　常時利用者の情報にアクセスする体制とは、こうした情報通信技術の活用のみに限らず、例えば、オペレーターが所有する紙媒体での利用者のケース記録等が、日々の申し送り等により随時更新され事業所において一元的に管理されていること等も含まれます。 |  |  |
|  | ※　オペレーションセンターを設置しない場合にあっても、オペレーションセンターにおける通信機器に相当するものは必要です。 |  |  |
|  | ※　事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてこれらの事業が一体的に運営されている場合は、双方の事業で共用することができます。 |  |  |
|  | (3)　**利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器（ケアコール端末）を配布していますか。** | いる  いない | 条例第50条第3項･第4項 |
|  | ※　利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りではありません。 |  | 平18-0331004第三の二の3 (6)～(9) |
|  | ※　ケアコール端末は、利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、簡単にオペレーターに通報できるものでなければなりません。ただし、利用者の心身の状況によって、一般の家庭用電話や携帯電話でも随時の通報が適切に行うことが可能と認められる場合は、利用者に対し携帯電話等を配布すること又はケアコール端末を配布せず、利用者所有の家庭用電話や携帯電話により随時の通報を行わせることも差し支えありません。 |  |  |
|  | ※　ケアコール端末等については、オペレーターに対する発信機能のみならず、オペレーターからの通報を受信する機能を有するものや、テレビ電話等の利用者とオペレーターが画面上でお互いの状況を確認し合いながら対話できるもの等を活用し、利用者が安心して在宅生活を送ることに資するものであることが望ましいです。 |  |  |
|  | ※　オペレーションセンターを設置しない場合にあっても、利用者に配布するケアコール端末は必要です。 |  |  |
|  | ※　事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてこれらの事業が一体的に運営されている場合は、双方の事業で共用することができます。 |  |  |
| 第４　運営に関する基準 | | | |
| 1  介護保険等関連情報の活用とＰＤＣＡサイクルの推進について | **サービスの提供に当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めていますか。** | いる  いない | 平18-0331004第三の一の4(1) |
| ※　この場合において、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ：Long-termcare Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。 |  |  |
| 2  内容及び手続の説明及び同意 | **サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者・家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第10条準用) |
|  | ※　利用者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、以下の事項をわかりやすい説明書やパンフレット等（他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、パンフレット等を一体的に作成することは差し支えありません。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければなりません。  ①　運営規程の概要  ②　従業者の勤務体制  ③　事故発生時の対応  ④　苦情処理の体制  ⑤　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の 開示状況）等 |  | 平18-0331004第三の一の4(2) （準用 |
|  |
|  |
|  | ※　同意については、書面によって確認することが適当です。 |  |  |
|  | ※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。 |  | 平18-0331004第三の一の4(21)（準用） |
|  | ※　特にオペレーションセンターを設置しない事業者は、オペレーションセンターを設置しない場合のオペレーションサービスの実施方法について十分な説明を行わなければなりません。 |  | 平18-0331004第三の二の4(12) |
|  | ※　随時訪問サービスを他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせる場合については、その旨について十分な説明を行わなければなりません。 |  |  |
|  | ※　利用申込者又は家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、利用申込者又は家族の承諾を得て、文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができます。  この場合において、事業者は文書を交付したものとみなします。 |  |  |
| 3  提供拒否の禁止 | **正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。** | いない  いる | 条例第60条(第11条準用) |
| ※　事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければなりません。 |  | 平18-0331004第三の一の4(3) （準用) |
|  | ※　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止します。 |  |
|  | ※　提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次のとおりです。  ①　事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  ②　利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合  ③　その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 |  |  |
| 4  サービス提供困難時の対応 | **通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定夜間対応型訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。** | いる  いない | 条例第0条(第12条準用) |
|  | ※　通常の事業の実施地域とは、事業所が通常時にサービスを提供する地域のことです。 |  |  |
| 5  受給資格等の確認 | (1)　**サービスの提供を求められた場合は、提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第3条準用)  平18-0331004第三の一の4(5)①（準用) |
| (2)　**被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第13条準用) |
| 6  要介護認定の申請にかかる援助 | (1)　利用申込者の要介護認定の申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | いる  いない | 条例第59条(第13条準用)  平18-0331004第三の一の4(6)①（準用) |
| (2)　 要介護認定の更新申請が、遅くとも認定有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 | いる  いない | 条例第59条(第13条準用) |
|  |  | 平18-0331004第三の一の4(6)②（準用) |
| 7  心身の状況等の把握 | **サービスの提供に当たっては、オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合は、訪問介護員等）による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第15条準用) |
| 8  指定居宅介護支援事業者等との連携 | (1)　**サービスを提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第16条準用) |
| ※　指定夜間対応型訪問介護の随時訪問サービスは、利用者からの通報により随時に提供されるサービスであることから、給付管理を行う指定居宅介護支援事業者との連携を密にしておかなければなりません。 |  | 平18-0331004第三の一の4(7) （準用) |
|  | ※　指定夜間対応型訪問介護は、医療が必要とされる場合があることから、医療が円滑に提供できるよう、常に保健医療サービスを提供する者との連携の確保に努めてください。 |  |  |
|  | (2)　**サービスの提供の終了に際しては、利用者・家族に対して適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第16条準用) |
| 9  法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | **サービスの提供の開始に際し、利用申込者が指定居宅介護支援を受けていないときは、利用申込者・家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。** | いる  いない | 条例第2条第5号・第60条(第17条準用) |
| ※　法定代理受領サービスを行うために必要な援助には次の内容が挙げられます。  ①　居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼することを市に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを説明すること  ②　指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること |  | 平18-0331004第三の一の4(8) （準用) |
|  | ※　法定代理受領サービスとは、地域密着型介護サービス費が利用者に代わり事業者に支払われる場合のサービスのことです。 |  |  |
| 10  居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | **居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画に沿ったサービスを提供していますか。** | いる  いない | 条例第60条(第18条準用) |
| ※　指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスを利用者の心身の状況に応じて、柔軟に提供するものであり、随時の訪問を行う場合や、定期巡回サービスの訪問時間帯又は内容等の変更を行った場合は、介護支援専門員に対し適宜報告を行う等適切な連携を図ってください。 |  | 平18-0331004第三の一の4(9) （準用) |
| 11  居宅サービス計画等の変更の援助 | **利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第19条準用) |
| ※　利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 |  | 平18-0331004第三の一の4(10) （準用) |
|  | ※　サービスを追加する場合に法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければなりません。 |  |  |
| 12  身分を証する書類の携行 | **従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者・家族から求められたときは提示するよう指導していますか。** | いる  いない | 条例第60条(第20条準用) |
| ※　身分を証する書類には、事業所の名称、従業者の氏名を記載し、従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。 |  | 平18-0331004第三の一の4(11) 準用) |
| 13  サービスの提供の記録 | (1)　**サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容（例えば定期巡回サービス及び随時訪問サービスの別）、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準じる書面に記載していますか。** | いる  いない | 条例第60条(第21条準用) |
| ※　利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載してください。 |  | 平18-0331004第三の二の4(12)(第三の一の4(12)①準用) |
| (2)　**サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。** | いる  いない | 条例第60条(第21条準用) |
|  | ※　その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法です。  ※　提供した具体的なサービスの内容等の記録は、２年間保存してください。 |  | 平18-0331004第三の一の4(12)②（準用) |
| 14  利用料等の受領 | (1)　**法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額の１割、２割又は３割（保険給付の率が９割、８割又は７割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第22条準用) |
|  | ※　地域密着型介護サービス費用基準額とは、 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（現にサービスに要した費用の額を超えるときは、現にサービスに要した費用の額）のことです。 |  | 平18-0331004第三の一の4(13)①（準用) |
|  | (2)　**法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に、利用者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第22条準用) |
|  | ※　利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはなりません。 |  | 平18-0331004第三の一の4(13)②（準用) |
|  | ※　そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。  ①　指定夜間対応型訪問介護の事業とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。  ②　事業の目的、運営方針、利用料等が運営規程とは別に定められていること。  ③　指定夜間対応型訪問介護の事業の会計と区分していること。 |  |
|  | (3)　**(1)(2)のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合に要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていませんか。** | いない  いる | 条例第60条(第22条準用) |
|  | ※　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めません。 |  | 平18-0331004第三の一の4(13)③･⑤（準用) |
|  | ※　利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用の徴収は認めません。  なお、利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については、利用者が負担すべきものです。 |  |
|  | (4)　**利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合に要した交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者・家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得ていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第22条準用) |
| (5) 利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用を徴収していませんか。  ※　利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については、利用者が負担すべきものです。 | いる  いない | 平18-0331004第三の一の4(13)⑤ |
|  | (6)　**サービスの提供に要した費用の支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。** | いる  いない | 法第42条の2第9項(第41条第8項準用）  施行規則第65条の5(第65条準用） |
|  | ※　領収証には、サービスの提供に要した費用の額とその他の費用の額を区分して記載してください。 |  |
| 15  保険給付の請求のための証明書の交付 | **利用者が市に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。** | いる  いない | 条例第60条(第23条準用)  平18-0331004第三の一の4(14)（ 準用) |
| 16  指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針 | (1)　**定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものとなっていますか。** | いる  いない | 条例第51条第1項 |
| (2)　**事業者自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。** | いる  いない | 条例第51条第2項 |
|  | ※　目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、夜間対応型訪問介護計画の修正を行うなど、改善を図らなければなりません。 |  | 平18-0331004第三の二の4(1)① |
| 17  指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針 | (1)　**定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っていますか。** | いる  いない | 条例第52条第1号 |
| (2)　**随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び少なくとも３月に１回の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者・家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。** | いる  いない | 条例第52条第2号 |
|  | ※　利用者宅への定期的な訪問等により、利用者の心身の状況等の把握に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを図り、利用者が通報を行い易い環境づくりに努めてください。 |  | 平18-0331004第三の二の4(1)② |
|  | (3)　**随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っていますか。** | いる  いない | 条例第52条第3号 |
|  | (4)　**サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者・家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。** | いる  いない | 条例第52条第4号 |
|  | (5)　 **指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。** | いない  いる | 条例第52条第5号 |
|  | ※　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。 |  | 平18-0331004第三の二の4(1)③ |
|  | (6)　 **身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。** | いる  いない | 条例第52条第6号 |
|  | ※　緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要となります。  なお、条例第59条第２項の規定に基づき、当該記録は、２年間保存しなければなりません。 |  | 平18-0331004第三の二の4(1)③ |
|  | (7)　**介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。** | いる  いない | 条例第52条第7号  平18-0331004第三の二の4(1)④ |
|  | (8)　**従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーションへの連絡を行う等の適切な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第52条第8号 |
|  | ※　利用者からの連絡内容や心身の状況によっては、指定夜間対応型訪問介護ではなく、医療面からの対応が必要とされる場合があることから、常に指定訪問看護ステーション等の保健医療サービスを提供する者との連携を確保しておいてください。 |  | 平18-0331004第三の二の4(1)⑤ |
|  | (9)　**サービスの提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付していますか。** | いる  いない | 条例第52条第9号 |
|  | ※　従業者であっても容易に持ち出すことができないよう厳重な管理を行い、利用者に安心感を与えてください。 |  | 平18-0331004第三の二の4(1)⑥ |
| 18  夜間対応型訪問介護計画の作成 | (1)　**オペレーションセンター従業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成していますか。** | いる  いない | 条例第53条第1項 |
|  | ※　オペレーションセンターを設置しない場合は、訪問介護員等が作成してください。 |  | 平18-0331004第三の二の4(2)① |
|  | ※　利用者の状況を把握・分析し、夜間対応型訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにしてください（アセスメント）。 |  |  |
|  | ※　アセスメントに基づき、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。 |  |  |
|  | ※　夜間対応型訪問介護計画の様式については、事業所で定めるもので差し支えありません。 |  |  |
|  | (2)　**夜間対応型訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。** | いる  いない | 条例第53条第2項 |
|  | ※　夜間対応型訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、夜間対応型訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 |  | 平18-0331004第三の二の4(2)② |
|  | (3)　**オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者・家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。** | いる  いない | 条例第53条第3項 |
|  | ※　夜間対応型訪問介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならず、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務付けることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。 |  | 平18-0331004第三の二の4(2)③ |
|  | ※　オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の目標や内容等については、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行い、その実施状況や評価についても説明を行ってください。 |  |  |
|  | (4)　**オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画を作成した際には、夜間対応型訪問介護計画を遅滞なく利用者に交付していますか。** | いる  いない | 条例第53条第4項、第58条第2項  平18-0331004第三の二の4(2)④ |
|  | ※　夜間対応型訪問介護計画は５年間保存してください。 |  |
|  | (5)　**オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成後、夜間対応型訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行っていますか。** | いる  いない | 条例第53条第5項 |
|  | ※　オペレーションセンター従業者は、訪問介護員等の行うサービスが夜間対応型訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行ってください。 |  | 平18-0331004第三の二の4(2)⑤ |
|  | (6)　**夜間対応型訪問介護計画を変更する場合においても、(1)から(4)に沿って行っていますか。** | いる  いない | 条例第53条第6項 |
| 19  同居家族に対するサービス提供の禁止 | **訪問介護員等に、同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせていませんか。** | いない  いる | 条例第60条(第28条準用)  平18-0331004第三の二の4(8)① |
| 20  利用者に関する市への通知 | (1)　利用者が正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか**。** | いる  いない | 第60条(第29第1号条準用)  平18-0331004第三の一の4(18)（準用) |
|  |
| (2)　利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 | いる  いない | 第60条(第29条第2号準用) |
| 21  緊急等の対応 | **訪問介護員等は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第54条 |
|  | ※　運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに必要な措置を講じてください。 |  | 平18-0331004第三の二の4(3) |
| 22  管理者等の責務 | (1)　**管理者は、従業者及び業務の管理を、一元的に行っていますか。** | いる  いない | 条例第54条第1項 |
| (2)　**管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。** | いる  いない | 条例第54条第2項 |
| (3)　**オペレーションセンター従業者は、サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行っていますか。** | いる  いない | 条例第54条第3項 |
|  | ※　指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者とオペレーションセンター従業者の役割分担について規定したものであり、管理者の責務を、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者 及び業務の管理を一元的に行うとともに、 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に基準第２章第４節（運営に関する基準）を遵守させるために必要な指揮命令を 行うこととし 、オペレーションセンター従業者は、オペレーションセンターサービスのほか、指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うこととしたものです。 |  |  |
| 23  運営規程 | **運営規程に、次の①から⑧までの事項を定めていますか。**  ①**事業の目的及び運営の方針**  ②**従業者の職種、員数及び職務の内容**  ③**営業日及び営業時間**  ④**サービスの内容及び利用料その他の費用の額**  ⑤**通常の事業の実施地域**  ⑥**緊急時等における対応方法**  ⑦**合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法**  ⑧**虐待の防止のための措置に関する事項**  ⑨**①から⑧までのほか、運営に関する重要事項** | いる  いない | 条例第56条  平18-0331004第三の二の4(5) |
|  | ※　②の職員の「員数」については日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たって　は、条例で置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも可能です。 |  |  |
|  | ※　④のサービスの内容とは、オペレーションセンターサービス、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容を指します。 |  |  |
|  | ※　⑧の虐待の防止のための措置に関する事項とは、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容です。 |  |  |
| 24  勤務体制の確保等 | (1)　**利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めていますか。** | いる  いない | 条例第57条第1項 |
| ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、オペレーションセンター従業者及び訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 |  | 平18-0331004第三の二の4(6)① |
|  | (2)　**事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供していますか。** | いる  いない | 条例第57条第2項・第3項 |
|  | ※　事業所の訪問介護員等とは、雇用契約、労働者派遣契約その他の契約により、事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指します。  なお、口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であってはなりません。 |  | 平18-0331004第三の二の4(6)② |
|  | ※　随時訪問サービスについては、指定夜間対応型訪問介護事業所が適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができます。他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる場合としては、利用者が昼間に利用している指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせる場合などが想定されます。  この場合、オペレーションセンターサービスを行っている指定夜間対応型訪問介護事業所が随時訪問サービスの出来高部分も含めて介護報酬を請求し、その介護報酬の中から他の指定訪問介護事業所に随時訪問サービスに係る委託料を支払うことになります。  なお、定期巡回サービスは他の指定訪問介護事業所に委託することはできません。 |  | 平18-0331004第三の二の4(6)③ |
|  | ※　事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、同一敷地内において一体的に運営されている場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができます。この場合の「事業の一部」の範囲について、同一時間帯において、全ての利用者に対する定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスの全てを委託してはならない点に留意してください。  したがって、指定夜間対応型訪問介護事業所が定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスのいずれも提供しない時間帯が生じることは認められません。 |  |  |
|  | なお、事業の一部委託にあたっては、契約に基づくこととし、当該契約において、委託業務に要する委託料並びに利用者に関する情報の取り扱い方法、委託するサービスの具体的な実施方法、事故発生時の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行ってください。 |  |  |
|  | （一部委託の例）  ①　利用者50人を担当する指定夜間対応型訪問介護事業所が、事業所の所在地と一定以上の距離を有する地域に居住する利用者10人に係る定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを当該利用者が居住する地域に所在する指定訪問介護事業所に委託 |  |  |
|  | ②　深夜帯におけるオペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に委託（指定夜間対応型訪問介護事業所は定期巡回サービスを実施） |  |  |
|  | ※　同条第３項はオペレーションセンターサービスに限り、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間での一体的実施ができることとしたものです。この場合において、一体的実施ができる範囲について市町村を越えることを妨げるものではありません。オペレーションセンターサービスが単なる通報受け付けサービスではないことを踏まえ、それぞれの事業所における利用者情報（提供されている具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）、事業所周辺の医療機関の情報、随時の気象状況や道路状況等、当該事業所がオペレーションセンターサービスを行うために必要な情報が随時把握されており、かつ、平均的な随時対応件数を踏まえて適切な体制が確保されており、利用者の心身の状況に応じて必要な対応を行うことができる場合に認められるものであり、全国の利用者に対するオペレーションセンターサービスを１か所の指定夜間対応型訪問介護事業所に集約するような業務形態は想定していません。  なお、一体的実施に当たっては同一法人の事業所間に限らず、別法人の事業所間でも認められるものですが、この場合、契約に基づくこととし、当該契約において、当該業務に要する委託料及び当該委託業務に要する委託料並びに利用者に関する情報の取扱い方法、随時訪問サービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行ってください。  なおオペレーションセンターサービスの一体的実施により、オペレーションセンターサービスを行わない指定夜間対応型訪問介護事業所は、当該時間帯における定期巡回サービス及び随時訪問サービスについては、実施しなければなりません。 |  | 平18-0331004第三の二の4(6)④ |
|  | (3)　**訪問介護員等の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保していますか。** | いる  いない | 条例第57条第4項  平18-0331004第三の二の4(6)⑤ |
|  | (4)　**事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第57条第5項 |
|  | ※　ハラスメント防止のために講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組は、以下のとおりです。  ①　講ずべき措置の具体的内容  ・方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること  ・相談・苦情に応じるための体制を整備すること |  | 平18-0331004第三の一の4(22)⑥（準用） |
|  | ②　事業主が講じることが望ましい取組  ・相談に対応するために必要な体制の整備  ・被害者への配慮のための取組  ・被害防止のための取組 |  |  |
|  | 措置を行う際には「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にしてください。以下の厚生労働省ホームページに掲載しています。  （https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html）  加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、これらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進してください。 |  |  |
| 25  業務継続計画の策定等 | (1)　**感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第33条の2第1項準用) |
|  | ※　利用者がサービス利用を継続する上で、関係機関との連携等に努めることが重要です。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 |  | 平18-0331004第三の一の4(23)① 準用) |
|  | (2)**業務継続計画には、以下の項目等が記載されていますか。**  【感染症に係る業務継続計画】  ①　平時からの備え  ・体制構築・整備  ・感染症防止に向けた取組の実施  ・備蓄品の確保等  ②　初動対応  ③　感染拡大防止体制の確立  ・保健所との連携  ・濃厚接触者への対応、  ・関係者との情報共有等  【災害に係る業務継続計画】  ①　平常時の対応  　・建物・設備の安全対策  　・電気・水道等のライフラインが停止の場合の対策  　・必要品の備蓄等  ②　緊急時の対応  　・業務継続計画発動基準対応体制等  ③　他施設及び地域との連携 | いる  いない | 平18-0331004第三の一の4(23) ②（準用) |
|  | ※　想定される災害等は地域により異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。 |  |  |
|  | ※　各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することは妨げません。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。 |  |  |
|  | (3)　**従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。** | いる  いない | 条例第60条(第33条の2第2項準用) |
|  | ※　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。  ※　感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全従業者が参加できるようにしてください。  ※　研修内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応への理解の励行を行うものとしてください。  ※　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修内容についても記録してください。  なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。  事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとします。  なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。  ※　訓練の実施は、机上を含め実施手法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 |  | 平18-0331004第三の一の4(23)③ （準用) |
|  |
|  | (4) **定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第33条の2第3項準用) |
| 26  衛生管理等 | (1)　**従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第34条準用) |
| ※　特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要があります。 |  | 平18-0331004第三の一の4(24) 準用) |
| (2)　**事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。** | いる  いない | 条例第60条 |
|  | (3)**事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第34条準用) |
|  | ※　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染 症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいとされます。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要です。  なお、同一事業所内での複数担当 (※)の兼務や他の事業所・施設等との担当 (※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。  (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 |  | 平18-0331004第三の一の4(24)① （準用) |
|  | ※　委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  | 平18-0331004第三の一の4(24)② （準用) |
|  | ※　委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 |  | 平18-0331004第三の一の4(24)③（準用) |
|  | (4)**当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。** | いる  いない |  |
|  | ※　この指針には平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。  また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 |  |  |
|  | ※　それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 |  |  |
|  | (5)**当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。** | いる  いない |  |
|  | ※　研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。 |  |  |
|  | ※　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいとされます。また、研修の実施内容についての記録が必要です。なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の事業所の実態に応じて実施してください。 |  |  |
|  | また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応についての訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。  　　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 |  |  |
| 27  掲示 | (1)　**事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。** | いる  いない | 条例第60条(第35条第１項準用) |
|  | ※　事業者は、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、事業所の見やすい場所に掲示してください。 |  | 平18-0331004第三の一の4(25) 準用) |
|  | また原則として、重要事項を当該指定夜間対応型訪問介護事業者のウェブサイトに掲載することを規定していますが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。なお、指定夜間対応型訪問介護事業者は、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、その際に以下に掲げる点に留意してください。その際に以下に掲げる点に留意してください。  ①　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。  ②　夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、夜間対応型訪問介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではありません。 |  |  |
|  | (2)　**重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代替していますか。** | いる  いない | 条例第60条(第35条第2項準用) |
| (※令和７年４月１日開始) | (3)　**重要事項をウェブサイトに掲載していますか。** | いる  いない | 条例第60条(第35条第3項準用) |
|  | ※　なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、(1)の規定による掲示は行う必要がありますが、これを(2)や「37 電磁的記録等」の規定に基づく措置に代えることができます。 |  |  |
| 28  秘密保持等 | (1)　**従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしていませんか。** | いない  いる | 条例第60条(第36条準用)  平18-0331004第三の一の4(26)①（準用) |
| (2)　**従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第36条準用) |
| ※　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。 |  | 平18-0331004第三の一の4(26)②（準用) |
| (3)　**サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第36条準用) |
| ※　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです |  | 平18-0331004第三の一の4(26)③（準用) |
| (4)　**「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。**  ※　「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」　(平29.4.14厚労省) | いる  いない | 個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号)、 |
| 29  広告 | **夜間対応型訪問介護事業所について広告をする場合は、内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。** | いない  いる | 条例第60条(第37条準用) |
| 30  指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | **指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。** | いない  いる | 条例第60条(第38条準用) |
| ※　指定居宅介護支援の公正中立性を確保するために利益供与を禁止しています。 |  | 平18-0331004第三の一の4(27)（準用) |
| 31  苦情処理 | (1)　**提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第39条準用) |
|  | ※　「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載する等の措置をいいます。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、「27　掲示」に準ずるものとします。 |  | 平18-0331004第三の一の4(28)①（準用) |
|  | (2)　**苦情を受け付けた場合には、苦情の受付日、内容等を記録していますか。** | いる  いない | 第60条(第369条準用) |
|  | ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。なお、当該記録は、２年間保存しなければなりません。 |  | 平18-0331004第三の一の4(28)②準用) |
|  | (3)　**提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、指導・助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第39条準用)  平18-0331004第三の一の4(28)③（準用) |
|  | (4)　 **市からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市に報告していますか。** | いる  いない | 条例第60条(第39条準用) |
|  | (5)　 **提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第39条準用) |
|  | (6) **国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。** | いる  いない | 条例第60条(第39条準用) |
| 32  地域との連携等 | (1)　**事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。** | いる  いない | 条例第58条第1項 |
|  | ※　市が実施する事業には、介護相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業を含みます。 |  | 平18-0331004第三の一の4(29)④準用) |
|  | (2)　**事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めていますか。** | いる  いない | 条例第58第2項  平18-0331004第三の二の4(9)② |
|  | ※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定夜間対応型訪問介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定夜間対応型訪問介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。  なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて市町村が条例等を定める場合や、地域密着型サービス運営委員会等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えありません。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意してください。 |  |  |
| 33  事故発生時の対応 | (1)　**利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第41条準用) |
| (2)　**事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。** | いる  いない | 条例第60条(第41条第2項準用) |
| ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、２年間保存してください。 |  | 条例第59条 |
| (3)　**利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。**  ※　(1)～(3)のほか、以下の点に留意してください。  ①　事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。  ②　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。  ③　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 | いる  いない | 条例第60条(第41条第3項準用)  平18-0331004第三の一の4(30)（準用) |
| 34  虐待の防止 | (1)**虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するため、次に掲げる①から④までの措置をとっていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第41条の2第1項準用)  平18-0331004第三の一の4(31)（準用) |
| 【虐待の未然防止】  事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 |
| 【虐待等の早期発見】  従業者は、虐待又は虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応してください。 |
| 【虐待等への迅速かつ適切な対応】  虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 |
|  | ①　**事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第41条の2第1項(1)･第2項準用)  平18-0331004第三の一の4(31)①（準用) |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用してください。 |  |
|  | ※　一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 |  |
|  | ※　なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営して差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。 |  |  |
| ※　また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果は、従業者に周知徹底を図る必要があります。  ア　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること  イ　虐待の防止のための指針の整備に関すること  ウ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  エ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること  オ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  カ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  キ　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること |  |  |
|  | ②　**虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための「虐待の防止のための指針」を策定していますか。** | いる  いない | 条例第60条(第41条の2第1項(2)準用) |
|  | ※　「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。  ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方  イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  カ 成年後見制度の利用支援に関する事項  キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  | 平18-0331004第三の一の4(31)②（準用) |
|  | ③　**虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発とともに虐待の防止の徹底を行うため「虐待の防止のための従業者に対する研修」を行っていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第41条の2第1項(3)準用) |
|  | ※　指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施してください。また、研修の実施内容については記録が必要となります。研修の実施は、事業所内での研修で構いません。 |  | 平18-0331004第三の一の4(31)③（準用) |
|  | ④　**事業所における虐待を防止するための体制として、上記①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置いていますか。** | いる  いない | 条例第60条(第41条の2第1項(4)準用) |
|  | ※　虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。 |  | 平18-0331004第三の一の4(31)④準用) |
|  | なお、同一事業所内での複数担当 (※)の兼務や他の事業所・施設等との担当 (※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。  (※)　身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 |  |  |
| 35  会計区分 | **事業所ごとに経理を区分するとともに、指定夜間対応型訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。**  ※　具体的な会計処理の方法等については、以下の通知を参考として適切に行ってください。  ①　指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて  （平成12年3月10日　老計第8号）  ②　介護保険の給付対象事業における会計の区分  （平成13年3月28日　老振発第18号） | いる  いない | 条例第60条(第42条準用)  平18-0331004第三の一の4 (32) |
| 36  記録の整備 | (1)　**従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。** | いる  いない | 条例第59条第1項 |
| (2)　**利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、完結の日から２年間保存していますか。**  ①**夜間対応型訪問介護計画**  ②**提供した具体的なサービスの内容等の記録**  ③　**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**  ④**市への通知に係る記録**  ⑤**苦情の内容等の記録**  ⑥**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録** | いる  いない | 条例第59条第2項 |
| 37  電磁的記録等 | (1)**作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定され、又は想定されるもの（被保険者証に関するものを除く。）については、書面に代えて、次に掲げる書面に係る電磁的記録により行っていますか。** | いる  いない  該当なし | 条例第204条 |
|  | ①　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。  ②　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。  ア　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  イ　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  ③　被保険者証に関するもの及び下記2に規定するもの以外において電磁的記録により行うことができるとされているものは、上記①及び②に準じた方法によること。  ④　電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | (2)**交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、次に掲げる電磁的方法により行っていますか。** | いる  いない  該当なし | 条例第204条第2項 |
|  | ①　電磁的方法による交付は、次の規定に準じた方法によること。  ア　電子情報処理組織を使用する方法のうち㈠又は㈡に掲げるもの  ㈠　事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  ㈡　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を、電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）  イ　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法  ウ　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。  エ　「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。  オ　事業者は、重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電 |  |  |
|  | 磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。  ㈠　ア㈠及び㈡の方法のうち事業者が使用するもの  ㈡　ファイルへの記録の方式  カ　前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。  ②　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。  ※　なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。  ③　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。  ※　なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。  ④　その他、基準第183 条第２項及び予防基準第90条第２項において電磁的方法によることができるとされているものは、⑴から⑶までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。  ⑤　電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
| 第５　変更の届出等 | | | |
| 変更の届出等 | (1)　**次の事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に市長に届け出ていますか。**  ①**事業所の名称及び所在地**  ※　事業所の所在地以外の場所に事務所を有する場合はそれを含む。  ②**申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名**  ③**申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等**  ④**事業所の平面図及び設備の概要**  ⑤**管理者の氏名、住所及び経歴**  ⑥**運営規程**  ⑦**地域密着型介護サービス費の請求に関する事項**  ⑧**役員の氏名、生年月日及び住所**  ※　管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行ってください。 | いる  いない | 法第78条の5第1項  施行規則第131条の13第１項～第3項 |
| (2)　**事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止の日の１月前までに市長に届け出ていますか。**  ※　次の事項を届け出なければなりません。  ①　廃止し、又は休止しようとする年月日  ②　廃止し、又は休止しようとする理由  ③　現にサービスを受けている者に対する措置  ④　休止しようとする場合は、休止の予定期間 | いる  いない | 法第78条の5第2項  施行規則第131条の13第4項 |
| 第６　その他 | | | |
| 1  法令遵守等の業務管理体制の整備 | (1)　**業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。**  〔事業者が整備等する業務管理体制の内容〕  ◎事業所等の数が20未満  ・整備届出事項：法令遵守責任者  ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等  ◎事業所等の数が20以上100未満  　・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程  ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要  ◎事業所等の数が100以上  　・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施  　・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 、業務執行監査の方法の概要 | いる  いない | 法第115条の32第1項  施行規則第140条の39 |
|  | (2)　**業務管理体制（法令遵守等）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。** | いる  いない |  |
|  | (3)　**業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。** | いる  いない |  |
| (4)　具体的な取り組みを行っている場合は、次の①から⑥までを○で囲み、⑥については内容を記入してください。  ①　介護報酬の請求等のチェックを実施  ②　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。  ③　利用者からの相談・苦情等に法令違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。  ④　業務管理体制についての研修を実施している。  ⑤　法令遵守規程を整備している。  ⑥　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | (5)　**業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。** | いる  いない |  |
| 2  介護サービス情報の公表 | (1)　**指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。** | いる  いない | 法第115条の35 |
| (2)　**報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。** | いる  いない | 施行規則第140条の46 |
| 第７　介護給付費の算定及び取扱い | | | |
| 1  基本的事項 | (1)　**費用の額は、平成18年厚生労働省告示第126号の別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の2夜間対応型訪問介護費により算定していますか。** | いる  いない | 平18厚労告126第1号 |
| (2)　**費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の厚生労働大臣が定める1単位の単価に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。** | いる  いない | 平18厚労告126第2号 |
| (3)　**(1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。** | いる  いない | 平18厚労告126第3号 |
| 2  夜間対応型訪問介護費 | **別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者が指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定単位数を算定していますか。** | いる  いない | 平18厚労告126別表2注1 |
|  | (1)　夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）  オペレーションセンターを設置していること。  ①　基本夜間対応型訪問介護費　　　（１月につき）  ②　定期巡回サービス費　　　　　　（１回につき）  ③　随時訪問サービス費(Ⅰ)　　　　（１回につき）  ④　随時訪問サービス費(Ⅱ)　　　　（１回につき） |  | 平18-0331005第2の3(1)  平27厚告96第27号 |
|  | (2)　夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）　（１月につき）  オペレーションセンターを設置していないこと。  ただし、オペレーションセンターを設置している事業所であっても（Ⅰ）に代えて（Ⅱ）を算定することができます。 |  |  |
|  | 【厚生労働大臣が定める夜間対応訪問介護費に係る単位数　別表】 |  |  |
|  | (1)　夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)  ①　**基本夜間対応型訪問介護費（１月につき）**  **利用者に対して、オペレーションセンターに通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けることができる体制を整備している場合に、所定の単位を算定していますか。** | いる  いない | 平18厚労告263別表 |
|  | ②　**定期巡回サービス費（１回につき）**  **利用者に対して、訪問介護員等が、定期巡回サービスを行った場合に所定の単位を算定していますか。** | いる  いない |  |
|  | ③　**随時訪問サービス費(Ⅰ)（１回につき）**  **利用者に対して、訪問介護員等が、随時訪問サービスを行った場合に、所定の単位を算定していますか。** | いる  いない |  |
|  | ④　**随時訪問サービス費(Ⅱ)（１回につき）**  **次のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2人の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て行った場合に、所定の単位を算定していますか。**  ア　利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合  イ　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合  ウ　長期間（1月以上）にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合  エ　その他利用者の状況等から判断して、アからウまでのいずれかに準ずると認められる場合 | いる  いない | 平18-0331005第2の3 (2) |
|  | (2)　夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)（１月につき）  **オペレーションセンターを設置していない場合に、定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを全て包括して1月につき所定単位数を算定していますか。** | いる  いない | 平18厚労告126別表2ロ  平18-0331005第2の3 (1) |
|  | ※　月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合  　夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）（Ⅱ）を算定する場合、月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合には、基本夜間対応型訪問介護費に係る所定単位数を日割り計算して得た単位数を算定します。 |  | 平18-0331005第2の3 (3) |
|  | ※　夜間対応型訪問介護と通常の訪問介護の併用  (1)　夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定する事業所を利用している者については、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）における定期巡回サービス及び　随時訪問サービスは出来高による算定であることから、他の訪問介護事業所のサービスを利用していた場合でも、当該夜間対応型訪問介護事業所における定期巡回サービス費又は随時訪問サービス費及び他の訪問介護事業所における訪問介護費の算定をともに行うことが可能です。  (2)　夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定する事業所においては、定期巡回サービスを含めて１月当たりの包括報酬であることから、当該夜間対応型訪問介護事業所の営業日及び営業時間（地域密着型サービス基準第14条第３号の営業日及び営業時間をいう。）において他の訪問介護事業所のサービスを利用していた場合は、当該他の訪問介護事業所における訪問介護費を算定することはできません。 |  | 平18-0331005第2の3 (4) |
| 3  高齢者虐待防止措置未実施減算 | **別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。** | いる  いない  該当無 | 平18厚労告126別表2注2 |
|  | 【厚生労働大臣が定める基準】  指定地域密着型サービス基準第18条において準用する指定地域密着型サービス基準第３条の38の２に規定する基準に適合していること。 |  |  |
|  | ※　高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく「4-34虐待の防止」に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。具体的には①高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない②高齢者虐待防止のための指針を整備していない③高齢者虐待防止のための年１回以上の研修を実施していない④高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。 |  | 平18-0331005第2の3 (5)準用第2の2(5) |
| 4  業務継続計画未策定減算 | **別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。** | いる  いない  該当無 | 平18厚労告126別表2注3 |
|  | 【厚生労働大臣が定める基準】  指定地域密着型サービス基準第18条において準用する指定地域密着型サービス基準第３条の30の２第１項に規定する基準に適合していること。 |  |  |
|  | ※　業務継続計画未策定減算については「4-25　業務継続計画の策定等」に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとします。  なお、経過措置として、令和７年３月31 日までの間、当該減算は適用しませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。 |  | 平18-0331005第2の3 (6)準用第2の2(6) |
| 5  24時間通報対応加算 | **夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所が日中においてオペレーションセンターサービスを行う場合は、1月につき所定単位数（610単位）を加算していますか。** | いる  いない | 平18厚労告126別表2注4  平18-0331005第2の3(11) |
|  | 【厚生労働大臣が定める基準】  (1)　**日中においてオペレーションセンターサービスを行うために必要な人員を確保していますか。** | いる  いない | 平27厚告95第49号 |
|  | (2)　**利用者からの通報を受け、緊急の対応が必要と認められる場合に連携する指定訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保し、必要に応じて指定訪問介護が実施されていますか。** | いる  いない |  |
|  | (3)　**利用者の日中における居宅サービスの利用状況等を把握していますか。** | いる  いない |  |
|  | (4)　**利用者からの通報について、通報日時、通報内容及び具体的対応の内容について記録を行っていますか。** | いる  いない |  |
| 6  同一建物等の減算 | **指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物（同一敷地内建物等）に居住する利用者（指定夜間対応型訪問介護事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)については、定期巡回サービス（指定地域密着型サービス基準第５条第１項に規定する定期巡回サービス）又は随時訪問サービス（同項に規定する随時訪問サービス）を行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を、夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)については、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定夜間対応型訪問介護事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)については、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の85に相当する単位数を、夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)については、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。** | いる  いない | 平18厚労告126別表2注5  平18-0331005第2の3(7) |
| 7  サービス種類相互の算定関係 | **利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護を受けている間は、夜間対応型訪問介護費を算定していませんか。** | いない  いる | 平18厚労告126別表2注9 |
| 8  ２以上の事業所からのサービス提供 | **利用者が一の指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定夜間対応型訪問介護を受けている間は、他の指定夜間対応型訪問介護事業所が指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、夜間対応型訪問介護費を算定していませんか。** | いない  いる | 平18厚労告126別表2注10 |
| 9  認知症専門ケア加算 | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(Ⅰ)については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に１日につき、(Ⅱ)については１月につき、所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当無 | 平18厚労告126別表2ハ  平27厚告95第3号の４ |
|  | **ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。** |  |  |
|  | 【夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)を算定する場合】 |  |  |
|  | (1)　認知症ケア加算(Ⅰ)　3単位 | □ |  |
|  | (2)　認知症ケア加算(Ⅱ)　4単位 | □ |  |
|  | 【夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する場合】 |  |  |
|  | (3)　認知症ケア加算(Ⅰ)　90単位 | □ |  |
|  | (4)　認知症ケア加算(Ⅱ)　120単位 | □ |  |
|  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  |  |
|  | (1)(3)　認知症専門ケア加算(Ⅰ)  次に掲げる基準①から③までのいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ①**事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下、この号において「対象者」という）の占める割合が2分の1以上となっていますか。** | いる  いない |  |
|  | ※　「「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者とは、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はＭに該当する利用者を指し、また「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する利用者を指すものとします。なお、認知症高齢者の日常生活自立度の確認に当たっては、例えばサービス担当者会議等において介護支援専門員から情報を把握する等の方法が考えられます。 |  | 平18-0331005第2の3(12)① |
|  | ※　認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が2分の1以上、又は、Ⅲ以上の割合が100 分の20の以上算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人数の平均で算定します。  また、届出を行った月以降においても、直近３月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要です。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算が算定されなくなる旨の届出を提出しなければなりません。 |  | 平18-0331005第2の3(12)② |
|  | ②**認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していますか。** | いる  いない |  |
|  | ※　「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18 年３月31 日老発第0331010 号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18 年３月31 日老計第0331007 号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとします。 |  | 平18-0331005第2の3(12)③ |
|  | ③**当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していますか。** | いる  いない |  |
|  | ※　「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。  また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。 |  | 平18-0331005第2の3(12)④ |
|  | (2)(4)　認知症専門ケア加算(Ⅱ)  次に掲げる基準の①から③までのいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ①**(1)の基準のいずれにも適合していますか。** | いる  いない |  |
|  | ②**認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を一名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していますか。** | いる  いない |  |
|  | ※　「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとします。 |  | 平18-0331005第2の3(12)⑤ |
|  | ③**当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していますか。** | いる  いない |  |
| 10  サービス提供体制強化加算 | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、Ⅰについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に１回につき、Ⅱについては１月につき、次に掲げる所定単位数を算定していますか。** | いる  いない  該当無 | 平18厚労告126別表2ニ |
|  | 【夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)を算定する場合】 |  |  |
|  | (1)　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　22単位 | □ |  |
|  | (2)　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　18単位 | □ |  |
|  | (3)　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　6単位 | □ |  |
|  | 【夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する場合】 |  |  |
|  | (1)　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　154単位 | □ |  |
|  | (2)　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　126単位 | □ |  |
|  | (3)　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　42単位 | □ |  |
|  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  |  |
|  | (1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ①**指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していますか。** | いる  いない |  |
|  | ※　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者について、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければなりません。 |  | 平18-0331005第2の3(13)① |
|  | ②　**利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定夜間対応型訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していますか。** | いる  いない |  |
|  | ※　「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の全てが参加するものでなければなりません。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれ |  | 平18-0331005第2の3(13)② |
|  | て開催することができます。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければなりません。会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要があります。「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たって留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。  ・利用者のADLや意欲  　・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望  　・家庭環境  　・前回のサービス提供時の状況  　・その他サービス提供に当たっての必要な事項 |  |  |
|  | ③　**当該指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施していますか。** | いる  いない |  |
|  | ※　健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担で実施しなければなりません。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることで足りるものとします。 |  | 平18-0331005第2の3(13)③ |
|  | ④　**次のいずれかに適合していますか。**  ア**当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。**  イ**当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。** | いる  いない |  |
|  | ※　職員割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いることとします。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となります。なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは、介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者としてください。 |  | 平18-0331005第2の3(13)④⑤ |
|  | ※　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。具体的には、平成24年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成24年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいいます。勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。 |  | 平18-0331005第2の3(13)⑥⑦ |
|  | (2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)  　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ①　**(1)①から③までに掲げる基準のいずれにも適合していますか。** | いる  いない |  |
|  | ②　**当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上ですか。** | いる  いない |  |
|  | (3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)  　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ①**(1)①から③までに掲げる基準のいずれにも適合していますか。** | いる  いない |  |
|  | ②　**次のいずれかに適合していますか。**  ア**当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上であること。**  イ**当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の介護福祉士の占める割合が100分の30以上であること。** | いる  いない |  |
| 11  介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。**  **ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。** | いる  いない  該当無 | 平18厚労告126別表2ホ |
|  | (1)　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)  基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の245／1000 | □ |  |
|  | (2)　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)  基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の224／1000 | □ |  |
|  | (3)　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)  基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の182／1000 | □ |  |
|  | (4)　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)  　　基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の145／1000 | □ |  |
|  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  |  |
|  | (1)　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第51号（第48号準用） |
|  | ①　介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 |  |  |
|  | ア　当該指定夜間対応型訪問介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。  イ　当該指定夜間対応型訪問介護事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち１人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 |  |  |
|  | ②　当該指定夜間対応型訪問介護事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の |  | 平18-0331005第2の3(14)（第2(20)準用） |
|  | 介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇等改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市に届け出ていること。 |  |  |
|  | ③　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。 |  |  |
|  | ④　指定夜間対応型訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 |  |  |
|  | ⑤　算定日が属する月の前１２月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 |  |  |
|  | ⑥　指定夜間対応型訪問介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 |  |  |
|  | ⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ア　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。  イ　アの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  ウ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  エ　ウについて、全ての介護職員に周知していること。  オ　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。  カ　オの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  | ⑧　②の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 |  |  |
|  | ⑨　⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 |  |  |
|  | ⑩　夜間対応型訪問介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。 |  |  |
|  | (2)　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)  (1)①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | (3)　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)  (1)①ア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | (4)　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)  (1)①ア、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
| 12  介護職員等処遇改善加算Ⅴ | **令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所（「介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。**  **ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。** | いる  いない  該当無 |  |
|  | (1)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　　1から10までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数 |  |  |
|  | (2)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　　1から10までにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数 |  |  |
|  | (3)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　　1から10までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数 |  |  |
|  | (4)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　　1から10までにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数 |  |  |
|  | (5)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　　1から10までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数 |  |  |
|  | (6)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　　1から10までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数 |  |  |
|  | (7)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　　1から10までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数 |  |  |
|  | (8)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　　1から10までにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数 |  |  |
|  | (9)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　　1から10までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数 |  |  |
|  | (10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　　1から10までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数 |  |  |
|  | (11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　　1から10までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数 |  |  |
|  | (12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　　1から10までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数 |  |  |
|  | (13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　　1から10までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 |  |  |
|  | (14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　　1から10までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数 |  |  |
|  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  |  |
|  | (1)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1) |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ①　令和６年５月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の夜間対応型訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  | ②　「11　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ及び②から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | (2)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2) |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 |  |  |
|  | ②　「11　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | (3)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3) |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  | ②　「11　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ及び②から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | (4)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4) |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 |  |  |
|  | ②　「11　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | (5)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5) |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  | ②　「11　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | (6)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6) |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  | ②　「11　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | (7)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7) |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 |  |  |
|  | ②　「11　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  a　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  b　aについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  | (8)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8) |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  | ②　「11　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①（ア及びイに係る部分を除く。）及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | (9)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9) |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 |  |  |
|  | ②　「11　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  | (10)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10) |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  | ②　「11　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  | (11)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11) |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  | ②　「11　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | (12)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12) |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  | ②　「11　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施　又は研修の機会を確保していること。  ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  | (13)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13) |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。 |  |  |
|  | ②　「11　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで、⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  b　ａについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  | (14)　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14) |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  | ②　「11　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |